

若い世代の暴力被害をなくしていくためにーデートDV・性暴力・ストーカーー

日時:平成 24 年 10 月 26 日(金) 16:30~18:00

場所:奈良女子大学総合研究棟 N 棟 N101 講義室

テーマ:若い世代の暴力被害をなくしていくために

ー デートDV・性暴力・ストーカー ー

講師:戒能民江氏

(お茶の水女子大学名誉教授・ジェンダー法学会理事・

日本法社会学会理事 他)

主催:奈良女子大学男女共同参画推進室、奈良県(奈良県

健康福祉部こども・女性局)、奈良県教育委員会

参加者:本学教職員・学生・一般(90 名)



【講演概要】

女性に対する暴力をなくすための取り組みと現状について、国内における若い世代の暴力被害の実態や法整備状況、米国の研究例等を交えながら、ご紹介いただいた。

女性に対する暴力は世界中で昔からあり、1980 年代に国連主導で女性と少女に対する暴力をなくす取り組みが国際的に始まっている。日本では国際社会からかなり遅れて 1990 年代後半から本格的な取り組みが開始され、2001 年に DV 防止法が制定された。しかし、この法律で法的に守られるのは、婚姻関係にある配偶者からの暴力を受けた場合のみである。国内において、10 代後半から 20 代の若い女性を暴力から守る法律が欠けている。また DV 防止法によって配偶者から逃れた場合においても、その後の長い人生を地域においてサポートする仕組みが足りない。DV のある家庭は児童虐待もほぼ 100%あり、6%の子供は性暴力も受けている。DV と性暴力を区切るのは難しいが、現状では国内の法律は、ストーカー防止法、児童虐待防止法、DV 防止法の 3 つに縦割りされており、対象によって適用される法律も相談窓口も変わる。複合的な被害を受けた被害者が公的機関のサポートを受けるためには、複数の相談窓口を訪ねなければならない。さらに恋人からの暴力を受けた若い世代の女性はこの 3 つのどの法律でも守られない。

1999 年に初めて行われた内閣府男女共同参画局による DV に関するアンケート調査では、結婚していない交際相手から暴力を受けた時に命の危険を感じた割合が、配偶者からの暴力よりも高いという結果がで

ている。暴力によって心身に不調をきたした被害者は 30%に上る。さらに異性から無理やり性的な関係を強要された経験に関しては、被害を受けた時期は 10 代～20 代が最も多く、加害者の 8 割が面識のある者である。しかし、7 割近くが公的機関に相談していない。

若い世代は経験が少なく、性役割の違いに固執し、束縛を間違ったことであると思わないという米国の調査結果がある。女性らしさや男性らしさに関する偏った情報があふれている一方、正しい知識を教える教育が行われていない。若い世代の暴力被害を少なくしていくためには、予防教育が重要である。海外では学校での教育を義務化している例もあるが、日本では DV の相談窓口などに関する実践的な教育が教育として捉えられていない。DV とは暴力による相手の支配であり、暴力によって相手の感情や行動をコントロールしていく構造であることを理解することが重要である。

若い世代の暴力被害をなくすには、交際相手からの暴力にも適用できる法整備を急ぐとともに、ワンストップセンターのような相談窓口を地域（県や市など）が独自に整備する必要がある。例えば大阪では、産婦人科の医師が相談窓口となり、弁護士・警察と協力して解決を目指す民間組織がある。自尊心（自分が大事ということ）が傷つけられるのが暴力であり、個人的な問題と捉えず SOS を出してよいということを若い世代に伝えたい。

なお、本講演会は、平成 24 年度「女性に対する暴力防止フォーラム」として、奈良女子大学と奈良県、奈良県教育委員会が共同して開催した。耳の不自由な方にも参加していただけるよう、奈良県聴覚障害者支援センターの協力により、手話による同時通訳を実施した。

